

農福連携&食とアートのインクルーシブマルシェ開催事業業務委託仕様書

1 趣 旨

障害者就労や農福連携※を推進するため、障害者施設で生産された農産物等の食品や雑貨の販売会（以下「マルシェ」という。）を開催するとともに、障害者施設で行っている役務提供の紹介・商談、障害者アートの展示や体験ができるイベント等を実施するもの。

※農福連携は、障害者等の農業分野での活躍を通じて、自身や生きがいを創出し、社会参画を促す取組み。

2 委託事業名

農福連携&食とアートのインクルーシブマルシェ開催事業

3 委託期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 委託業務の内容

事業の企画調整、広報及び運営一式。主な内容は、次のとおり

開催日時	少なくとも 2 日間
開催場所（予定）	イオンモール高岡（セントラルコート）※
使用料	開催場所の規定等により必要となる （設営費用等は別途必要）
出展事業所数	20 事業所数程度
委託業務の内容	（１）マルシェ（農産物等の食品や雑貨の販売会）、役務提供の商談会及び障害者アートの展示、体験会の企画調整 （２）会場設営 （３）広報（事前及び当日の周知） （４）その他本事業実施に当たって必要な事項

※ 開催日時及び場所については、委託者が令和 7 年 11 月 15 日（土）及び 11 月 16 日（日）にイオンモール高岡（セントラルコート）を仮予約しているが、これによらず提案を行うことは可能。

また、2 日間を超える提案を行うことも可能。ただし、令和 7 年 10 月 25 日（土）及び 10 月 26 日（日）に実施される「とやまグルメ・フードフェス 2025」と重複しない日時とすること。

なお、事業内容の詳細については委託候補者決定の後、県と委託候補者で協議し、最終決定とする。

①マルシェについて

障害者就労や農福連携の理解の向上に結びつく内容であること。

当イベントに参加を希望する福祉事業所等が円滑に販売業務に取り組めるように企画・調整及び宣伝を行うこと。(なお、参加する福祉事業所の事業所名、販売物等は県と調整することとする)。

ア キャッチコピーの提案

本事業のキャッチコピー(テーマ)を提案し、各イベントで使用するチラシやポップ等に利用すること。

イ 販売会、商談会及び障害者アートの展示、体験会の企画調整

開催場所において、販売会に参加する事業所や関係団体と調整のうえ、会場の設営、当日の会場での事業者への対応、終了後の片付け等を行う。

なお、販売ブースの使用料及び広さについては上記のとおりであり、農福連携を紹介するためのパネルを作成し、掲示すること。また、各事業所名や販売物等がわかるような名札やポップ等を作成すること。

ウ その他自由提案

②広報全般について

チラシ・ポスターの作成・配布、マスコミやSNSを活用したPR活動等を行う。

※チラシ・ポスター等の発注に当たっては、障害者就労施設等からの優先的な調達を検討すること。

5 その他

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権は全て県に帰属するものとする。
- (2) 什器・備品、音響設備等は委託料に含める。
- (3) イベントの周知は受託者が全て行う。
- (4) 受託者は随時参加する事業者等を把握するよう努める。
- (5) イベント規模相応の賠償責任保険に加入すること。
- (6) 業務の実施にあたり、第三者(県及び受注者以外のもの)が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理等、利用に必要な措置を講じること。
- (7) 成果品について第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。
- (8) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げない。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議すること。
- (10) 本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは、内容を協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。